



# あなたの街の 行政相談委員

—身近な相談役です—



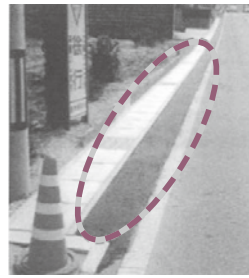
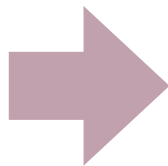
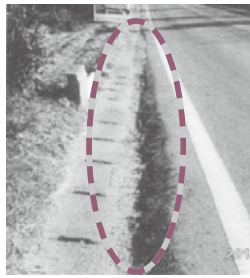
皆さんは、毎日の暮らしの中で何か不満を感じたり悩んだりしていませんか？行政相談委員は、皆さんの相談相手として国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行い、苦情の解決や要望の実現を図っています。



行政相談委員(水野・近藤・角田)

## ◆事例1 道路と側溝の段差を解消してほしい

県道の路肩と側溝のあいだに大きな段差があり、危険なので改善してほしい。

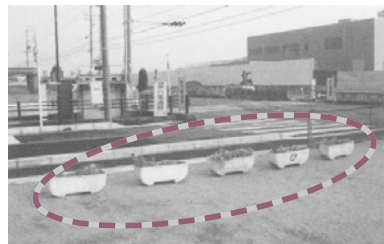
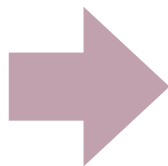


改修工事が行われ問題箇所の段差が解消されました。



## ◆事例2 公園から子ども等の飛び出しを防止してほしい

公園出入口が広く、子どもや自転車などが道路に飛び出して危険なので対策を講じてほしい。



公園の出入り口に、花壇を設置し、飛び出し防止が図られました。



市では毎月第2水曜日に行政相談の日を設けて、甚目寺、七宝、美和の3地区を順に相談会を開催しています。相談は無料で秘密を厳守してお聴きします。通話料がかかる電話相談もあり、インターネットによる相談受付もありますので、お気軽にご利用ください。

問合せ 総務課(本庁舎) ☎444・1711  
行政苦情110番 ☎0570・090110(通話料がかかります)  
インターネット [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

■取材後記■ 国民に信頼される質の高い行政を実現するために行われている行政相談事業について知ることができました。総務大臣から委嘱され、市民の声と行政との橋渡し役となる行政相談委員さんたちの穏やかな笑顔が印象深かったです。皆さんのお声が、住みよいまちづくりに繋がります！  
(by 市民記者 焼き明太子)